

藤沢市手数料条例の一部改正について

藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2025年（令和7年）2月13日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2の表を次のように改める。

2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この表において「法」という。）による事務の手数料

項	手数料を徴収する事務		単位	金額	
1	法第18条第1項の規定に基づく中間検査の申請（都市計画法第29条第1項若しくは第2項の許可を受けたもの又は同法第75条の4第2項の規定により許可があったものとみなされたものに限る。）	盛土又は切土をする土地の面積	3,000平方メートル以内のもの	1件	3,100円
			3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件	6,200円
			20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件	12,400円
			40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	1件	24,800円
			70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件	43,400円
			100,000平方メートルを超えるもの	1件	62,100円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定により、なお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定による宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、宅地造成等規制法等の一部が改正されたことに伴い、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事に係る事務の手数料を新設し、及び廃止する必要があることから、所要の改正をする必要による。